

0

山形県公報

平成16年12月24日(金) 第1605号

毎週火・金曜日発行

	目	次	
	規	則	
山形県地方労働委員会事務局組織規程	等の一部を改	正する規則	(人 事 課)1355
	訓	令	
山形県職員表彰規程等の一部を改正す	· る訓令		(同)1356
	告	示	
指定居宅サービス事業者の指定 児童福祉法による指定居宅支援事業者 県道の供用の開始 同	行の指定		(同) 同 (村山総合支庁建設総務課)1358
	選挙管理	委員会関係	
	告	示	
山形県選挙管理委員の氏名等 平成7年3月県選挙管理委員会告示第 指定した個人演説会等を開催すること 政治団体の設立 政治団体の届出事項の異動 政治団体の解散 政治団体の収支報告書の要旨	514号(公職選 ができる施設	挙法により市町村選)の一部改正	挙管理委員会において
	公	告	
一般競争入札の公告 特定調達契約に係る落札者の公告			• • • • • • • •
	正	誤	
	規	則	
形県規則第75号 山形県地方労働委員会事務局組織規程等	€の一部を改正	する規則を次のよう	に定める。

Щ

平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県地方労働委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則

(山形県地方労働委員会事務局組織規程の一部改正)

第1条 山形県地方労働委員会事務局組織規程(昭和27年10月県規則第65号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

山形県労働委員会事務局組織規則

第1条中「山形県地方労働委員会事務局」を「山形県労働委員会事務局」に改める。

(山形県財務規則の一部改正)

- 第2条 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。
 - 第5条第1項第7号を次のように改める。
 - (7) 労働委員会事務局審査調整課長
 - 第5条第2項第7号を次のように改める。
 - (7) 労働委員会

第7条中「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に改め、同条第1号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

第8条第1項中「地方労働委員会事務局審査調整課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改め、同条第2項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同条第3項第6号中「地方労働委員会事務局審査調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に改める。

第14条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第24条第1項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「地方労働委員会事務局審査調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に 改め、同項出納員として指定する職の欄中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(山形県行政組織規則の一部改正)

第3条 山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第5号ロ中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第4条 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 第19条(見出しを含む。)中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第20条の表中

地方労働委員会	事務局	地方労働委員会事務局長	を
労働委員会事務	局	労働委員会事務局長	に改める。

(山形県公有財産規則の一部改正)

第5条 山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第2号中「地方労働委員会事務局審査調整課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

訓	令

山形県訓令第22号

庁 中

出先機関

山形県職員表彰規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県職員表彰規程等の一部を改正する訓令

(山形県職員表彰規程の一部改正)

第1条 山形県職員表彰規程(昭和35年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

中

出先機関

第2条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第2条 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局審査調整課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

公

報

第4条第1項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

第10条第5項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第8項中「地方労働委員会事 務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

別表第2中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、「地方労働委員会事務局審査調整課長」 を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

(山形県県有乗用車集中管理規程の一部改正)

第3条 山形県県有乗用車集中管理規程(昭和39年3月県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 第10条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(山形県官報報告規程の一部改正)

第4条 山形県官報報告規程(昭和39年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表掲載事項の欄中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に改める。

(山形県職員研修規程の一部改正)

第5条 山形県職員研修規程(平成元年4月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

示

山形県告示第1212号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成16年12月24日

> 山形県知事 橋 和 雄 髙

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
株式会社福祉ケアサービス出 羽 山形市大字七浦495番地の1	グループホーム出羽共立苑 山形市大字七浦495番地の1	痴 呆 対 応 型 共同生活介護	平成16.11.24
株式会社東北福祉サービス 天童市大字清池38番地の3	ライフステーション寺津 (グループホーム) 天童市大字藤内新田字天神塚206番 4	痴 呆 対 応 型共同生活介護	平成16.11.26

山形県告示第1213号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定し た。

平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	'n	見童居宅支	援の種	類	指定年月日
社会福祉法人村山市社会福祉協議会村山市中央一丁目5番24号	村山市社会福祉協議会居宅介護事業所村山市中央一丁目5番24号	居	宅	介	護	平成16.11.26

山形県告示第1214号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月24日から平成17年1月6日まで縦覧に 供する。

平成16年12月24日

橋 山形県知事 和 髙 雄

線 名 1 路 東山七浦線

2 供用開始の区間 山形市大字風間字北向1916番2から

大字青柳字壱本木90番3まで

3 供用開始の期日 平成16年12月24日

山形県告示第1215号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月24日から平成17年1月6日まで縦覧に 供する。

平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

線 名 蔵王成沢長谷堂線 1 路

山形市大字松原字東谷地368番4から 2 供用開始の区間

大字松原字谷地801番1まで

3 供用開始の期日 平成16年12月27日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第193号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第182条第1項の規程により、平成16年12月8日の県議会において、次の者が 山形県選挙管理委員に選挙された。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

住 所 氏 名 山形市宮町二丁目6番10-9号 熊 谷 誠 最上郡舟形町舟形106番地の2 佐 藤 良 子 南陽市若狭郷屋814番地の3 後 藤 武 夫 鶴岡市本町三丁目9番10号 佐 藤 多 市

1358

山形県選挙管理委員会告示第194号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のように改正する。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

「 " 山形市蔵王体育館」を

" 山形市蔵王体育館

に改める。 高瀬紅花ふれあいセンター」

山形県選挙管理委員会告示第195号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さいとう弘後援会	滝 口 正 彦	伊藤尚彦	山形市高堂二丁目3番5号	平成 16.12.13

山形県選挙管理委員会告示第196号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

敏

政 党

政治団体の名称	異	動事	耳			内				容		届出年月日
以方图体切石机	共	圳	* 块			新			I	3		
自由民主党山形県参議 院選挙区第二支部	会 計	責	任	者	坂	部	登	国	井	_	彦	平成 16.12.10

山形県選挙管理委員会告示第197号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

その他の政治団体

政	治	团	体	Ø	名	称	政治団体でなく	くなった理由	政治団体でなくなった年月日	
笹井ひろ	ふみ山	Ⅱ形県征	後援会				解	散	平成16.10.31	

山形県選挙管理委員会告示第198号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	笹井ひろふみ山
お生たロロ	形県後援会
報告年月日	16.11. 5
収入総額 	1,598,475
前年繰越額	1,598,463
本年収入額	12
支出総額	1,498,475
本年収入の内訳	
個人の党費・会費・金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	12
1 件10万円未満のもの	12
支出の内訳	
経常経費	525
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	525
政治活動費	1,497,950
組織活動費	96,806
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	1,401,144
その他の経費	., .
資産等の有無	無

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪グレーダ等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成17年1月11日(火)午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量

除雪グレーダ(3.7メートル級)1台

凍結抑制剤散布車(乾式2.5立方メートル 四輪駆動)1台

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成17年3月30日(水)
- (4) 納入場所 村山総合支庁
- (5) 入札方法 (1)の 及び ごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフタ・サ・ビス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9 O(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年1月4日(火)までに提出すること。この場合において、当該製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

報

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Snow Removing Motor Grader (Blade length: 3.7 meters class) Quantity: 1

Material Spreaders (Four wheel drive, hopper capacity: 2.5 cubic meters class) Quantity: 1

- (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. January 11, 2005
- (3) Contact point for the notice: Commodity supplies section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年12月24日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立図書館電算システムに係る電子計算機組織等の賃貸サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立図書館総務課 山形市緑町一丁目2番36号 電話番号023(631)2523

- 3 落札者を決定した日 平成16年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目 6番26号

- 5 落札金額 93,870,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成16年8月20日

正 誤

県 公 報 発行年月日 番 号 ページ 行 誤 正

平成16.12.14 第1602号 1326 11 鮭川村 真室川町